

大串ひろやす通信

調査なくして発言なしとは公明党の
伝統です！会派の政務活動の成果を定例会ごと
通信として発行しています。読まれてのご意見、ご感想をお待ちしています！



ページ	コーナー	内容
1	トップページ	◇ 国民健康保険保険料の引き下げが実現！
2~3	本会議質問	◇ ①スポーツマンシップ教育の推進 ②制度が変わる国民健康保険について
4	ちょっと教えて	◇ 「国民健康保険の都道府県単位化における意見書」を全会一致で可決！
4	朗報	◇ 防災士資格の取得へ区の補助制度が設けられる！
	コラム	①スポーツマンシップとは ②国保制度のあるべき姿 ③スポーツと体育の違い

国保保険料の引き下げが実現！



平成29年12月7日、区長へ
「保険料引き下げのための緊急の予算要望」を行う

国保の制度がこの4月より変わった。
変更点は大きく2点だ。

一点目は、都と区が共同して国保の保
険者となることである。保険者機能の内、

財政運営上の責任は都が担い、住民に身
近な機能はこれまで通り区が行う。

二点目は区市町村が行ってきた一般会
計から国保会計への法定外繰入の解消で
ある。国保の社会保障としての役割を考
えれば国が財政的制度的な措置をまずは
行うべきである。法定外繰入がなくなれ
ば保険料の上昇が避けられないからだ。そ
こで、私たち公明党議員団は、「**国保保
険料引き下げのための緊急の予算要望**」
を行った。結果、区は平成30年度において
法定外繰入をこれまで通り実施し独自の
保険料率を定め、**高所得層を除く約9割
の方々の保険料を引き下げることができ
たのだ！**。なお、このような引き下げが
できたのは千代田区のみとのこと。

2020東京大会開催を好機に スポーツマンシップ教育推進を



平成30年第1回定例会本会議質問

1. スポーツマンシップを学び 普及・啓発することを提案

問 区は、今回のオリンピック・パラリンピック開催を共生社会実現への「大きな弾み」としていくこと、また子どもたちの心へ確かなレガシーを残していくことが重要としている。問題は何をもって「大きな弾み」とし、何をレガシーとして残していくのかである。そこで、スポーツとは何か、またスポーツマンシップとは何かについて学び広く普及・啓発していくこと（スポーツマンシップ教育）（コラム1）を提案する。所見は。

答 〈オリ・パラ担当部長答弁〉
スポーツのすばらしさ、スポーツマンシップのすばらしさを広く区民の方々が理解することにより、共生社会の実現に向けて大きな弾みになると考える。また、スポーツ講習会など様々な機会を通じスポーツマンシップの意義や考え方の理解、普及・啓発を行っていく。

答 〈教育担当部長答弁〉
スポーツマンシップの精神であるルールを尊重する規範意識や相手や審判を尊重する精神を育むことは非常に大切である。オリパラ教育を通じてスポーツマンシップを学び大会終了後も学びのレガシーとなるよう取り組んでいく。

コラム1

スポーツマンシップとは

私 たちは日常スポーツマンシップという言葉を使う。しかし、改めてその意味はと問われると誰も答えられない。またスポーツとはと聞かれても同様である。日本ではいまだスポーツと体育の区別さえなされていない。（コラム3）1964年東京大会のとき、当時国土館大学教授の金子藤吉氏はオリンピックを迎えるにあたってこのスポーツマンシップを理解することが重要であると訴えていた。「スポーツマンシップということは、せんじつめると尊重するRespectということに帰する。試合の相手を尊重する。審判を尊重する。試合の規則を尊重する」（「コーチのためのスポーツモラル」1961年より）ことであると。また、金子氏同様今回の2020大会を迎えるにあたってスポーツマンシップ教育の必要性を訴えたのはスポーツコンサルタントして有名な広瀬一郎氏だ。東京にオリンピック・パラリンピックの開催が決まったとき、「スポーツやスポーツマンシップの理解が十分でないままスポーツ界最大の祭典で心からのおもてなしができるのでしょうか」とその必要性を訴えたのだ。スポーツマンシップについて「尊重すべき最も大きな3つのものは『ルール』『プレイヤー』『審判』だと考えます。」（「スポーツマンシップの教科書」より）と。私も大賛成だ！オリンピックを単なるイベントで終わらせることなく、真に「スポーツの祭典」、「平和の祭典」としていくためにも。

国保保険料の引き下げへ

1. 保険料の引き下げへ 法定外繰入の継続を!

2. 都と区の保険者としての 役割分担は!

問 国保は、他の公的医療保険では加入できないすべての方々を受け入れ住民の健康を支えるセーフティネットの役割を果たしている。つまり、皆保険制度を支え社会保障としての役割を果たしているのだ。よって、国がその財政的制度的な措置を講じるべきである。保険料の上昇を抑えるために区は国が措置を講じるまでの間、法定外繰入を継続すべき。

答 〈区長答弁・抜粋〉
国は3400億円の公費を投入し国保財政基盤の強化を図り、区市町村に法定外繰入の解消を求めている。短期間に法定外繰入の解消を行った場合には急激な保険料の値上げが必要となり区民生活に大きな影響を与える。そうした中で、貴会派より緊急の予算要望を受けたことも踏まえ対応を考え、区としては30年度も本年度と同水準の法定外繰入を行うとともに独自の保険料率を設定し約9割の方々の保険料を引き下げることとした。

問 新しくなる国民健康保険制度において、都と区の保険者としての役割分担（コラム2）はどうなるのか。

答 〈保健福祉部長答弁・抜粋〉
都は区とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担い、国保運営方針を策定する。一方で、区は地域住民と身近な関係を生かし、引き続き資格管理、保険給付、賦課徴収、保険事業等の保険者機能を担うこととなる。

コラム2

国保制度のあるべき姿

国 保の都道府県単位化がスタートした。保険者としての機能はどうなるのか。保険者機能とは、①運営方針の策定、②財政運営、③資格管理、④保険料の賦課・徴収、⑤保険給付、⑥審査支払、⑦保健事業の7つをいう。これまで住民に身近な自治体がこれらすべての保険者機能を果たしてきた。しかし、高齢化に伴い今後も医療費の増大が予想される。そこで、都道府県が財政運営の責任を担い、運営方針の策定を行う。他の機能はこれまで通り自治体が行う。つまり、都道府県は区市町村の保険者機能を補完し共に保険者となるということだ。元神奈川県庁職員の神田敏史氏は述べている。「住民に身近な区市町村が保険者機能に責任をもち、都道府県は区市町村の保険者機能が機能できるための広域的補完的な役割として区市町村の財政リスク調整や高度専門的な事務処理等を担い、国は制度設計者として保険者機能が発揮できる財政的制度的な環境構築に責任をもつことではないでしょうか」と。まったくその通りだ!

国保制度の改正とは

- ① 保険者として都と区が共同してその機能を担うこと
- ② 国はそのための財政的制度的な負担と責任を担うこと



ちょっと教えて



「国民健康保険の都道府県単位化における意見書」を可決！

公明党議員団提案の国への意見書「国民健康保険制度の都道府県単位化における意見書」が全会一致で可決されました！以下その内容です。（抜粋）

「心配されることは、都道府県が財政運営の責任主体となっても、給付費に対する国庫負担や都道府県負担の割合は現行制度と基本的には変わらないこと、また区市町村で行っている法定外繰入は解消すべきものとされていることです。今、国保制度の改革に必要なことは、低所得者が多く加入する公的医療保険でありながら保険料が高くならざるをえないという制度の構造を国の責任において解決することであります。よって、千代田区議会は、国保制度の安定的かつ持続的な運営のため、都道府県と区市町村の適切な役割分担の下で、（中略）あらゆる手段を講じて財政基盤の強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じること」

高い保険料の負担をどう抑えていくのかは各区市町村の重要な課題となっています。法定外繰入も国に代わってやむなく行っているものです。その法定外繰入の解消を求めるのならば、まずは国が財政的制度的な責任を果たすべきと議会の総意をもって意見書を提出しました。

編集後記



保の保険料率の決定はこれまで23区統一で行われてきましたが、この度の国保改正を機に各区独自に定めても良いとされました。千代田区はいち早く法定外繰入の継続を決め独自の保険料率を定めることを発表

朗報



防災士資格の取得へ区の補助制度が設けられる！

行政主体の防災対策から住民主体の防災対策へとは東日本大地震の教訓を得て平成25年に改正された災害対策基本法の理念です。そのことを確実にするためには地域での防災リーダーの育成が必要です。そこで、千代田区では平成30年度より防災士資格取得の講習費用の3/4を補助することとしました。朗報です！

コラム③

スポーツと体育の違い

スポーツコンサルタントの広瀬一郎氏は、以下のように述べている。「リーダーに求められる最大の能力は『決断力』と『実行力』『自ら考え行動する力』です。そしてこれらの力を養うのにスポーツが最適である。ただ、これまでの日本の『体育教育』では、身体の動きが重視され『考える力』が軽視されてきました。コーチや先輩のいうことに『絶対服従』する『体育会』的な文化は『自ら考え、行動する力』の育成を妨げます。一方、スポーツマンシップは、『自ら考え』『他者を尊重し』『勇気をもって』『誠実に行動する』という精神です。スポーツはスポーツマンシップを育てる場なのです」と。また「オリンピックは『体育の祭典』でしょうか。オリンピックは当然ながら『スポーツの祭典』なのです。2020年、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。（中略）今こそ、オリンピックを『スポーツの祭典』として理解した上で彼らを迎えたいものです。さらに言えば私は10月10日の体育の日を『スポーツの日』と改めて2020年を迎えたいと思っています」とも述べる。私も同感！

しました。誠に英断であったと思います。このことにより約9割もの方々の保険料を引き下げることができたのですから。

大串博康